

令和元年10月1日 ふれあいの泉

**特別養護老人ホーム ふれあいの泉(指定介護予防短期入所生活介護)
サービス利用料金表**

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要支援 I	要支援 II
併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	557円・1114円・1671円	691円・1382円・2073円

※左から1割負担・2割負担・3割負担:1日あたり

加算サービス名称	負担額/日	サービス内容(算定要件)
②提供体制加算 I イ	18 単位/日	介護職員総数のうち、介護福祉士が60パーセント以上です。
③送迎加算	184 単位/片道	サービス利用に伴い送迎を行った場合。
④処遇改善加算 I	単位/日	((①+②(全ての利用者)+③(サービス利用時に送迎を行った場合))×0.083を計算した単位数を加算
⑤特定処遇改善加算	単位/日	((①+②+③(状態に応じて))×0.027を計算した単位数を加算

注:鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.83を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります(端数切り上げ)。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	390円/日
	第3段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以上。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	650円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,580円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	820円/日
	第3段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以上。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	1,310円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720円/日

1日あたりご利用料金

減額段階	減額要件	要支援 I	要支援 II
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	1,980 円/日	2,131 円/日
第2段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	2,070 円/日	2,221 円/日
第3段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以上。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	2,820 円/日	2,971 円/日
第4段階	いずれにも該当しない方	5,160 円/日	5,311 円/日
第4段階 (2割)	年収が1人暮らしで280万円以上340万未満、夫婦で346万円以上463万未満の方	6,020 円/日	6,321 円/日
第4段階 (3割)	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	6,880 円/日	7,332 円/日

* この料金には、個別に加算されるサービス料金は含まれていません。

* 食費の内訳 朝食… 450円 昼食… 540円 夕食… 530円 おやつ…60円